第明三治種郵物可
三十五便三十
十年三月
一日認

【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑者は、経済産業省大臣官房審議官として、経済産業大臣の命を受けて、同省商務情報政策局情報通信機器課が所掌する半導体素子、集積回路その他情報通信機器等の部品等に関する事業の発達、改善及び調整等の事務の企画及び立案に参画し、関係事務を統括整理するなどの職務に従事していたものであるが、同職務上の権限の行使に関し
第１　半導体素子等の電子部品の開発及び製造等を業とするＮＥＣエレクトロニクス株式会社の業務執行を決定する機関が、株式会社ルネサステクノロジと合併することについての決定をした旨の事実を、平成21年３月９日ころ知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年４月21日から同月27日までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者の妻名義で、ＮＥＣエレクトロニクスの株券合計5,000株を代金合計489万7,900円で買い付け
第２　半導体素子等の電子部品の開発及び製造等を業とするエルピーダメモリ株式会社の業務執行を決定する機関が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って株式会社日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした旨の事実を、遅くとも平成21年５月11日までに知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月15日及び同月18日、証券会社を介し、犯則嫌疑者の妻名義で、エルピーダメモリの株券合計3,000株を代金合計305万9,000円で買い付け
たものである。
【告発後の経緯】
平成24年２月１日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

⑧　黒崎播磨株式会社株券に係る内部者取引事件⑴
本件は、発行体企業に勤務する犯則嫌疑者Ａが、企業が業務予想値を修正する決定を下した旨の情報を入手し、犯則嫌疑者Ｂと共謀の上、内部者取引を行った事件である。犯則嫌疑者Ｂは、単独でも知人名義の口座を用いて内部者取引を行っている。
【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第166条第１項等　会社関係者の禁止行為、第166条第３項等　情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年３月22日、犯則嫌疑者２名を福岡地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
第１　犯則嫌疑者両名は、犯則嫌疑者Ａが、平成20年12月19日ころ、自己の職務に関し、黒崎播磨が新たに算出した平成20年４月１日から平成21年３月31日までの事業年度における同社及び同社が属する企業集団の経常利益の各予想値について、同社が平成20年５月15日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、あらかじめ信用取引により同社の株券を売り付け、同事実の公表後に買い戻して利益を得ようと企て、共謀の上、いずれも法定の除外事由がないのに、その公表前である平成20年12月26日から平成21年１月５日までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者Ｂ名義で黒崎播磨の株券合計43万1,000株を代金合計１億157万1,000円で売り付け
第２　犯則嫌疑者両名は、犯則嫌疑者Ａが、平成22年１月14日ころ、自己の職務に関し、黒崎播磨が新たに算出した平成21年４月１日から平成22年３月31日までの事業年度における同社が属する企業集団の経常利益の予想値について、同社が平成21年11月11日に公表していた予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、共謀の上、いずれも法定の除外事由がないのに、その公表前である平成22年１月20日から同年２月10日までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者Ｂ名義で黒崎播磨の株券合計30万3,000株を代金合計5,164万4,000円で買い付け
第３　犯則嫌疑者Ｂは、平成22年１月中旬ころ、前記Ａから、同人が自己の職務に関し知った第２記載の重要事実の伝達を受けたことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、その公表前である平成22年２月２日から同月10日までの間、証券会社を介し、知人名義で黒崎播磨の株券合計６万1,000株を代金合計1,013万4,000円で買い付け
たものである。
【告発後の経緯】
平成24年３月23日、犯則嫌疑者２名について、公訴の提起が行われ、福岡地方裁判所において、公判係属中である。

⑨　黒崎播磨株式会社株券に係る内部者取引事件⑵
上記⑧と同一の犯則嫌疑者による事件であるが、本件では、それぞれの犯則嫌疑者が知人名義もしくは本人名義の口座を用いて内部者取引を行ったものである。なお、本件では、犯則嫌疑者Ｂは、組織犯罪処罰法違反の罪などでも起訴されている。
【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第166条第１項等　会社関係者の禁止行為、第166条第３項等　情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年３月22日、犯則嫌疑者２名を福岡地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
第１　犯則嫌疑者Ａは、平成22年11月９日、自己の職務に関し、黒崎播磨が新たに算出した平成22年４月１日から平成23年３月31日までの事業年度における同社が属する企業集団の当期純利益の予想値について、同社が平成22年５月13日に公表していた予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、その公表前である平成22年11月10日、証券会社を介し、知人名義で黒崎播磨の株券合計17万1,000株を代金合計5,205万8,000円で買い付け
第２　犯則嫌疑者Ｂは、平成22年11月９日ころ、前記Ａから、同人が自己の職務に関し知った第１記載の重要事実の伝達を受けたことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、その公表前である同月10日、証券会社を介し、犯則嫌疑者Ｂ名義で黒崎播磨の株券合計10万6,000株を代金合計3,189万3,000円で買い付け
たものである。
【告発後の経緯】
上記⑧と同日の平成24年３月23日、犯則嫌疑者Ｂについて、公訴の提起が行われ、また、平成24年３月30日に、犯則嫌疑者Ａについて、公訴の提起が行われ、両名共に福岡地方裁判所において、公判係属中である。

⑩　株式会社セラーテムテクノロジー株券に係る偽計事件
本件は、中国企業の株主が、窮境に陥った国内企業の経営支配権を掌握するいわゆる「裏口上場」のスキームを隠ぺいし、中国企業の株主らが実質的に支配している法人を割当先として国内企業が増資を行い、当該調達資金により中国企業を子会社化したようにみせかけ、偽計を行ったものである。証券監視委は、本件の調査において、ＩＯＳＣＯのMMOUを積極的に活用し、海外の証券監督当局を通じた情報入手に努めた。